

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和4年4月

菊 陽 町

## 目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
第2 農業経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	
第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地その他農用地の利用関係の改善に関する事項	17
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	
2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項	
第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	18
1 利用権設定等促進事業に関する事項	
2 農地中間管理事業の実施を促進する事業	
3 農用地利用改善事業実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	
4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	
5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	
6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	
7 その他農業経営基盤強化促進事業実施に関し必要な事項	
第5 その他	30

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 菊陽町は、熊本市の東北部に位置し、恵まれた気象条件と基盤整備の進んだ農地を活かして、多彩な農業生産が展開され、特に人参は、国の野菜指定産地の指定を受けて「菊陽にんじん」ブランドとして全国に出荷し、規模拡大や高品質化が進み、他産業並みの所得を上げている優れた農業経営者も数多く育っている。

しかし、農業の担い手の高齢化や減少、農産物の輸入自由化や景気の停滞などによる農畜産物価格の低迷など多くの課題を抱えており、環境変化に対応した新たな農業の展開が求められている。

担い手の減少と著しい高齢化、これに伴う農地面積の縮小という事態に直面しており、生活に不可欠な食料を安定的に供給するため、食料自給率の向上と食料安全保障を確立し、農業の持続的な発展を図ることが課題である。

今後、認定農業者や「人・農地プラン」に位置付けられている中心経営体、新規就農者等の新たな担い手を確保するとともに地域営農組織など多様な担い手を育成する。

また、農地や農業施設は農業経営の基盤であり、次世代に円滑に継承していくためには、農地中間管理機構等を活用した農地の集積や集約化が必要である。

このような担い手対策、生産基盤の整備、農地の有効活用等の様々な農業施策に総合的に取り組みながら、効率的かつ安定的な経営体を育成し、農業所得の向上を図ることが大きな課題である。

このような現状と課題に対応し、農業の持続的な発展や活性化を図るためには、認定農業者等の中核的農家を本町農業の中心に据えるとともに、近年増加傾向にあるUターン者や非農家からの農業新規参入者を加え、その両者の育成や農業経営の法人化、集落等を単位とした農業生産の組織化等による多様な担い手の育成、高齢者の活動の促進に努める。また、農用地の利用権設定により農地の集積等を進め、農家個々の経営規模の拡大を図る。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 菊陽町は、昭和46年の熊本都市計画区域への編入を契機として、町内の約15%を有する市街化区域を中心に都市化が進展し、加えて隣接する熊本市などにおける就業の増加により兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交替等を機に急速に農地の流動化が進んでいる。

3 菊陽町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標については、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得が主たる従事者1人当たり概ね400万円（個別経営体で家族経営の場合、1経営体当たり概ね800万円（法人経営の場合は、剰余金、労働報酬及び役員報酬等の額が、概ね1,500万円））年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造の確立をめざす。

4 菊陽町は、将来の菊陽町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に係る団体が地域の農業の振興を図るため、自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、菊陽町は、菊池地域農業協同組合菊陽中央支所、熊本県北広域本部農業普及・振興課等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、菊陽町担い手育成総合支援協議会を設置しており、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の濃密指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している菊陽町農業委員会を核とした集積・集約事業を一層活発化し、農地集積担当職員による掘り起こし活動を強化することに加え、農地中間管理機構との連携強化を図り、農地中間管理事業などを活用して、農地の出し手受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業

法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、株式会社きくようアグリを受託組織と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、熊本県県北広域本部農業普及・振興課の指導の下に、既存の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、担い手不足が予想される津田地区、原水地区においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とし、広域の生産組織を含めての育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて、特定農業法人化を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

加えて、新たな地域農業の担い手の確保・育成の観点から、農業参入を希望する個人や法人については、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び地域担い手育成総合支援協議会等の関係機関、関係団体と連携協力して、情報提供・技術指導等を行うこととする。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、菊陽町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 5 菊陽町は、今後、麦・大豆等の品目横断的施策に加え、野菜、果樹、畜産等の各品目別施策についても、その対象が認定農業者等に集中させていくことが明確化されていることから、菊陽町担い手育成総合支援協議会が中心となり、新規認定農業者の掘り起こ

しを進めるとともに、認定後5年を経過し、農業経営改善計画の期間が満了する認定農業者に対しては、当初計画の実践結果の点検・評価を支援し、その中で、当初計画を達成した者には、更なる向上を資するため、新たな計画の作成について支援を行い、当初計画を達成できなかった者には、計画未達成の要因分析や課題の解決方法の検討を行い、新計画の作成について支援を行う。

また、農業経営の法人化については、認定農業者等を中心に経営内容に応じた農業経営の法人化に向けた研修会を実施及び法人化に関する情報提供等により法人化を推進する。

さらに、農業経営の6次産業化を推進するため、農業法人等が農業生産だけでなく、加工・流通・販売にわたる経営の多角化・複合化に取り組む際に必要となる農畜産物の加工施設や販売・提供施設等の整備、取組を支援する。

## 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

### (1) 新規就農の現状

菊陽町の近年の新規就農者は年間で2人ほどの状況となっているが、国産地指定を受けている人参をはじめ、スイートコーンや甘藷の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

### (2) 農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、菊陽町は、青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、就農形態に応じて就農相談から定着まで、地域一体となったきめ細やかな就農支援を行うことで、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

#### ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる、新規就農し定着する新規就農者の確保・定着目標や熊本県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標600人を踏まえ、菊陽町においては年間3人の当該青年等の確保を目標とする。

#### イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

菊陽町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

### (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた菊陽町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、経営・技術、営農資金、農地の各課題に対応で

きるよう、熊本県北広域本部農業普及・振興課、菊池地域農業協同組合、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を構築し、重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

#### (4) 地域ごとに推進する取組

##### ア 原水地区

菊陽町の基幹作物である人参を中心に栽培し、施設園芸や畜産等も営まれている原水地区において、現在の認定農業者の後継者育成を重点的に進め、菊池地域農業協同組合、柳水農用地利用改善団体等と連携し、人参や水稻の栽培技術の指導等を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

##### イ 津田地区

菊陽町の基幹作物である人参をはじめ、水稻作、施設園芸、畜産等多様な作物を生産している津田地区においても、現在の認定農業者の後継者育成を重点的に進める。一方で、後継者不足が深刻化している地域もあることから、菊陽町最大の受託組織である株式会社きくようアグリや菊池地域農業協同組合等と緊密な連携を行い、当該青年等が就農した場合に、支援ができるような態勢を整える。

##### ウ 白水地区

菊陽町の基幹作物である人参をはじめ、甘藷、工芸農産物や畜産等が営まれている白水地区においては、近年の人口減少に伴う担い手不足が懸念されている。後継者の育成に加えて、新規就農施策を重点的に推進する地区とし、菊池地域農業協同組合菊陽中央支所や関係各課とも連携しながら、当該青年等が安定的な経営を行えるようにする。

#### 第2 農業経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

将来、普及可能な革新的な技術の導入、望ましい作業環境やゆとりあるライフスタイルの確立も考慮して、第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の基本的な指標は、下記のとおりです。

## 1 類型設定の基準

### ①家族経営

- ア 目標農業所得・・・主たる従事者1人当たり概ね400万円
  - ・1経営体当たり概ね800万円
- イ 労働時間・・・従事者1人当たり年間2,000時間程度
- ウ 自家労働・・・1経営体当たり経営者を含めて従事者2～3名
- エ 雇用労働力・・・雇用労働力、農作業の外部委託を積極的に導入

### ②法人経営

- ア 所得・・・1経営体当たり概ね1,500万円
- イ 労働時間・・・従事者1人当たり年間2,000時間程度
- ウ 雇用労働力・・・雇用労働力の導入

### ③協業経営

#### ○協業経営のうち土地利用型（米＋麦＋大豆）経営

- ア 所得・・・概ね2,500万円
  - ・主たる従事者1人当たり 概ね400万円（主たる従事者は2名程度）
  - ・余剰金配当 概ね1,700万円（4.3万円／10a）
- イ 労働時間・・・1経営体当たり19,000時間程度

2 経営類型

①家族経営

ア 規模拡大型

営農類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態 様等
水稻 + 人参	作付面積等 水稻 150 a 人参 400 a	・機械化一貫 体系による 大規模経営 ・低コスト技 術の導入	カントリーエレベータ（共同） コンバイン 田植機 トラクター 30 p s 乗用管理機 動噴 播種機 収穫機 サブソイラー フロントローダー トラック	・複式簿記記帳の 実施により経営 と家計の分離を 図る ・青色申告の実施	・家族経営協 定の締結に基 づく給料制、 休日制の導入 ・労災保険等 への加入 ・春秋の農繁 期における臨 時雇用従事者 の確保
水稻 + 人参 + WCS	作付面積等 水稻 50 a 人参 400 a WCS 100 a	・機械化一貫 体系による 大規模経営 ・低コスト技 術の導入	カントリーエレベータ（共同） コンバイン 田植機 トラクター 30 p s 乗用管理機 動噴 播種機 収穫機 サブソイラー フロントローダー トラック	・複式簿記記帳の 実施により経営 と家計の分離を 図る ・青色申告の実施	・家族経営協 定の締結に基 づく給料制、 休日制の導入 ・労災保険等 への加入 ・春秋の農繁 期における臨 時雇用従事者 の確保
水稻 + 人参 + スイート コーン	作付面積等 水稻 50 a 人参 400 a スイートコーン 80 a	・機械化一貫 体系による 大規模経営 ・低コスト技 術の導入	カントリーエレベータ（共同） コンバイン 田植機 トラクター 30 p s 乗用管理機 動噴 播種機 収穫機 サブソイラー フロントローダー トラック	・複式簿記記帳の 実施により経営 と家計の分離を 図る ・青色申告の実施	・家族経営協 定の締結に基 づく給料制、 休日制の導入 ・労災保険等 への加入 ・春秋の農繁 期における臨 時雇用従事者 の確保

人参	作付面積等 人参 300 a	・機械化一貫体系による大規模経営 ・低コスト技術の導入	トラクター 30 p s 乗用管理機 動噴 播種機 収穫機 サブソイラー フロントローダー トラック	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
人参 + 甘藷	作付面積等 甘藷 300 a 人参 200 a	・機械化体系による大規模経営 ・ウイルスフリー苗による高品質化	トラクター 35 p s 播種機、土壤消毒器 洗浄機 選果機 人参収穫機 貯蔵庫	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
茶	作付面積等 茶 800 a	・スプリンクラーによる晩霜害回避 ・乗用機械（摘採・防除等）の導入 ・かぶせ茶による品質向上	製茶工場 スプリンクラー 乗用摘採機 8 p s 乗用中刈機 28 p s 中耕機 2 p s 施肥機 2 p s	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
酪農	飼養頭数 搾乳牛 30 頭 育成牛 10 頭	・コントラクター利用 ・高能力牛群の整備 ・2 h a 程度に団地化された農用地 ・機械化一貫体系による大規模経営 ・低コスト技術の導入	搾乳舎・搾乳牛舎 乾乳パーラー舎 管理室 哺育舎・未經産牛舎 飼料庫・倉庫 堆肥舎 アブレストパーラー バルククーラー 細霧装置 インバーターファン ホイールローダ トラック	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・パソコンによる経営分析を行う。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・ヘルパー制度の活用による労働ピークの軽減

肉用牛	飼養頭数 繁殖牛 30頭	・受精卵移植による優良牛の増殖	牛舎 堆肥舎 飼料・敷料倉庫 農機具格納庫 トラクター トラック ホイールローダ ロータリー マニユアスプレッダ プラウ ベルクラブ	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・パソコンによる経営分析を行う。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・ヘルパー制度の活用による労働ピークの軽減
肉用牛 + WCS	飼養頭数 繁殖牛 30頭 作付面積 WCS 200a	・受精卵移植による優良牛の増殖 ・低コスト技術の導入	牛舎 堆肥舎 飼料・敷料倉庫 農機具格納庫 トラクター トラック ホイールローダ ロータリー マニユアスプレッダ プラウ ベルクラブ	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・パソコンによる経営分析を行う。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・ヘルパー制度の活用による労働ピークの軽減

イ 高度化型

営農類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態 様等
メロン + トマト	作付面積等 メロン 50a トマト 20a	・作型の適正化による大玉生産 ・ハウス施設・装備の充実	連棟ハウス 30a 単棟ハウス 30a トラクター 35PS トラック 管理機 動噴 畝立て機 自動開閉装置 加温機 灌水装置	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保

キク	作付面積等 キク 50 a	・養液土耕栽培による施肥、かん水作業の省力化及び品質の向上、均一化	連棟ハウス 単棟ハウス 自動式動力噴霧器 電照施設 冷蔵庫 温風暖房機 選花機 トラクター	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保
カスミソウ	作付面積等 カスミソウ 65 a	・隔離ベッド栽培による高品質化 ・優良品種の導入	連棟ハウス 単棟ハウス 暖房機 循環扇 トラック トラクター 隔離ベッド	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保
イチゴ	作付面積等 イチゴ 35 a	・加温及び電照栽培・低温処理育苗による作型の分化 ・1番花、2番花の検鏡の徹底 ・薬剤ローテーションの徹底	連棟ハウス 35 a 暖房機 電照施設 予冷库 1.5 坪 高設育苗施設 トラクター 35 ps 管理機 動噴 灌水装置	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保

②法人経営

ア 規模拡大型

営農類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態 様等
人参	作付面積等 人参 1500 a	・機械化一貫 体系による 大規模経営 ・低コスト技 術の導入	トラクター 30ps 乗用管理機 動噴 播種機 収穫機 サブソイラー フロントローダー トラック	・複式簿記記帳の 実施により経営と 家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協 定の締結に基 づく給料制、 休日制の導入 ・労災保険等 への加入 ・春秋の農繁 期における臨 時雇用従事者 の確保
水稻 ＋ 人参	作付面積等 水稻 150 a 人参 1500 a	・機械化一貫 体系による 大規模経営 ・低コスト技 術の導入	カンターエレベータ（共同） コンバイン 田植機 トラクター 30ps 乗用管理機 動噴 播種機 収穫機 サブソイラー フロントローダー トラック	・複式簿記記帳の 実施により経営と 家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協 定の締結に基 づく給料制、 休日制の導入 ・労災保険等 への加入 ・春秋の農繁 期における臨 時雇用従事者 の確保
酪農	飼養頭数 搾乳牛 100 頭 育成牛 40 頭 飼料作 2000a	・コントラク ター利用 ・高能力牛群 の整備 ・2ha程度 に団地化さ れた農用地	トラクター(100PS× 2台) フリーストール ミルクパーラー たい肥化施設 1基 尿浄化処理施設 1基 パーラ排水処理施設 マニヤスプレッダー ダンプトラック ショベルローダー バキュームカー ほ乳ロボット 発情発見装置	・複式簿記記帳の 実施により経営と 家計の分離を図 る。 ・青色申告の実施 ・パソコンによる 経営分析を行う。	・家族経営協 定の締結に基 づく給料制、 休日制の導入 ・社会保険等 の加入 ・ヘルパー制 度の活用によ る労働ピーク の軽減

			飼料倉庫、農機具格納庫		
肉用牛一貫	飼養頭数 繁殖牛 90頭 肥育牛 80頭 作付面積 飼料作 500a	・受精卵移植による優良牛の増殖 ・超早期分離 ・稲わらの収穫 500a	トラクター(62PS×2台) 繁殖牛舎 肥育牛舎 ショベル、ダンプ ほ乳ロボット 堆肥化施設 190㎡ 収穫機械 一式 マニアスプレッダー 飼料倉庫、農機具格納庫	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・パソコンによる経営分析を行う。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・ヘルパー制度の活用による労働ピークの軽減

③協業経営

ア 規模拡大型

水稻作 主たる従事者 2人	作付面積等 水稻 2400a 麦 4000a 大豆 1600a (経営面積) 4000a	・機械化一貫体系による大規模経営 ・優良品種導入と高品質栽培技術 ・農業生産法人	田植機(6条) 2台 湛水直播機(6条) 1台 普通型コンバイン 1台 麦・大豆は種機 乗用管理ビークル	・経営管理のためのパソコン導入 ・青色申告の実施 ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。	・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入
------------------	---	--	--	---	--

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に菊陽町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、菊陽町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 類型設定の基準

- ア 目標農業所得・・・主たる従事者1人当たり 250万円程度
- イ 労働時間・・・従事者1人当たり年間2,000時間程度
- ウ 自家労働・・・1経営体当たり経営者を含めて従事1～2名

2 経営類型

営農類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態 様等
人参	作付面積等 春人参 150a 冬人参 150a	・コート種子、 は種機、収穫 機等の導入に よる省力化 ・機械化一貫 体系の整備 ・緑肥利用に よる環境保全 型農業の展開	トラクター1台 は種機 土壌消毒機 人参収穫機 共選による出荷	・複式簿記記帳の 実施により経営 と家計の分離を 図る。 ・青色申告の実施	・労災保険等へ の加入 ・農繁期におけ る臨時雇用従 事者の確保
人参 + スイートコーン	作付面積等 春人参 100a 冬人参 100a スイートコーン 50a 経営面積 150a	・コート種子、 は種機、収穫 機等の導入に よる省力化 ・機械化一貫 体系の整備	トラクター1台 は種機、土壌消毒 機 人参収穫機 共選による出荷	・複式簿記記帳の実 施により経営と 家計の分離を図 る。 ・青色申告の実施	・労災保険等へ の加入 ・農繁期におけ る臨時雇用従 事者の確保
アスパラガス	作付面積等 アスパラガス 24a	共選による出 荷	単棟ハウス 動力噴霧器1台 灌水装置 管理機	・複式簿記記帳の実 施により経営と 家計の分離を図 る。 ・青色申告の実施	・労災保険等へ の加入 ・農繁期におけ る臨時雇用従 事者の確保

カスミウ	作付面積等 カスミウ 30a 二度切り 30a延55a	・購入苗利用 ・高温伸長性品種の導入 ・蒸しこみ技術による開花調節	連棟ハウス 暖房機 管理機 播種機動力噴霧器 冷蔵庫 液肥混入機 防虫ネット	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・労災保険等への加入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
酪農単一	飼養頭数 搾乳牛 30頭 育成牛 10頭  作付面積等 飼料作延ベ 400a	・コントラクター利用 ・高能力牛群の整備 ・2ha程度に団地化された農用地	トラクター2台 フリーストール ミルクングパーラー  たい肥化施設 1基 尿浄化処理施設 1基 パーラ排水処理施設 マニクスプレッダー ダンプトラック ショベルローダー バキュームカー ほ乳ロボット 飼料倉庫、農機具格納庫	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・パソコンによる経営分析を行う。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・ヘルパー制度の活用による労働ピークの軽減
肉用牛 + 人参	飼養頭数 繁殖牛 15頭  作付面積等 人参 100a 飼料作延 200a	・受精卵移植による優良牛の増殖 ・堆肥と稲わらの換	トラクター1台 繁殖牛舎 肥育牛舎 堆肥化施設 収穫機械 一式 マニクスプレッダー は種機 農機具格納庫	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・パソコンによる経営分析を行う。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・ヘルパー制度の活用による労働ピークの軽減
肉用牛一貫	飼養頭数 繁殖牛 20頭	・受精卵移植による優良牛の増殖	トラクター1台 繁殖牛舎 肥育牛舎	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日

		・堆肥と稲わらの交換	育成牛舎 堆肥化施設 マニアスプレッダー 農機具格納庫	図る。 ・青色申告の実施 ・パソコンによる経営分析を行う。	制の導入 ・社会保険等の加入 ・ヘルパー制度の活用による労働ピークの軽減
キク	作付面積等 キク 50 a	・養液土耕栽培による施肥、かん水作業の省力化及び品質の向上、均一化	連棟ハウス 単棟ハウス 自動式動力噴霧器 電照施設 冷蔵庫 温風暖房機 選花機 トラクター	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保
メロン + 小玉スイカ + ミニトマト	作付面積等 春夏メロン 10 a 小玉スイカ 10 a ミニトマト 10 a	ウイルス病対策の徹底 農協共販農産物直売所	連棟ハウス 暖房機 循環扇 ハウス自動開閉装置 トラック トラクター 動力噴霧機 管理機	・複式簿記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・労災保険等への加入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

### 第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

#### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

<p>効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標</p>	<p>備 考</p>
<p>面積のシェア：80%          なお、面的集積の目標については、農地利用集積円滑化事業を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める。</p>	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

(注) 2 目標年次は令和11年度とする。

#### 2 その他農用地の利用関係の改善に関する事業

##### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

菊陽町では、水稻・麦・大豆を主体とする土地利用型農業を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図れず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、人参を中心とした露地野菜と水稻による複合経営の割合が高く、認定農業者等の担い手が比較的多く存在しているが、近年の農業従事者の高齢化による離農に伴い、農地及び農業用施設の効率的な利用を図る必要がある。

##### (2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

菊陽町では、今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者

からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

### (3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針と関係機関・団体との連携等

菊陽町の農地利用のビジョン実現を図るため、町内をいくつかの区域に分け、計画的に集落内の話し合いによる合意形成を促すとともに、農地中間管理事業を活用して、担い手への農地集積を推進する。

また、地域の実情に応じて、国・県の各種補助金を積極的に活用し、基盤整備事業を含む農地流動化施策を実施する。

このため、関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、町関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構及び地域担い手育成総合支援協議会等による連携体制を整備する。

## 第4 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

菊陽町は、熊本県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、菊陽町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

菊陽町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平坦部の地区においては、ほ場の未整備地区を重点に整備事業の実施を促進し、更にはほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 菊陽町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

## 1 利用権設定等促進事業に関する事項

### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の5第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、法第7条に規定する特例事業及び農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理

事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 利用権の設定等を受けた後において、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会、その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条で定める者を除く）は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチに掲げる者限る。）が利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から④に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

## （2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

## （3）開発を伴う場合の措置

- ① 菊陽町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱について」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 菊陽町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合す

ると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

#### (4) 農用地利用集積計画の策定期間

① 菊陽町は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。

② 菊陽町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

③ 菊陽町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

#### (5) 要請及び申出

① 菊陽町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、菊陽町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 菊陽町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付け地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により、農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより設定等された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

#### (6) 農用地利用集積計画の作成

① 菊陽町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要

請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

- ② 菊陽町は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、菊陽町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 菊陽町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
  - ア 貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件
  - イ その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について、毎年、農業委員会に報告しなければならない旨
  - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
    - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
    - (イ) 原状回復の費用の負担者
    - (ウ) 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
    - (エ) 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

菊陽町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていけば足りる。

(9) 公告

菊陽町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を菊陽町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

菊陽町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

菊陽町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 菊陽町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 菊陽町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 菊陽町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を菊陽町の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 菊陽町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

## 2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

(1) 菊陽町は、菊陽町の全域又は一部を区域として農地中間管理事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地中間管理事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地中間管理事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地中間管理事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。

(2) 菊陽町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び地域担い手育成総合支援協議会等は農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報の提供及び事業の協力を行うものとする。

## 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

菊陽町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

なお、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合など、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付け地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地

の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
  - イ 農用地利用改善事業の実施区域
  - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
  - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
  - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
  - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を菊陽町に提出して、農用地利用規程について菊陽町の認定を受けることができる。
- ② 菊陽町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
  - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
  - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
  - ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
  - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 菊陽町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款

又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令219号）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程においてさだめることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 菊陽町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項で定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### (7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程

度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 菊陽町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 菊陽町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及・振興課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（(公財)熊本県農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、菊陽町担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

菊陽町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

菊陽町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談

機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

なお、研修等を通じて得られた人材については、法第12条の農業経営改善計画の認定制度を積極的に活用することとし、その際、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者はもちろん、新たに農業経営を開始する場合で、その意欲・能力から将来経営発展が見込まれる者に対しても、制度の周知を図り、農業経営改善計画の作成に関する適切な助言・支援を行うこととする。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

## 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

#### ア 受入環境の整備

熊本県新規就農者支援センターや熊本県北広域本部農業普及・振興課、菊池地域農業協同組合、くまもと農業経営継承支援センターなどと連携しながら、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報の提供を行う。

#### イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

#### ア 農業者に関する情報の共有と支援

熊本県北広域本部農業普及・振興課や菊池地域農業協同組合、菊陽町農業委員会、菊陽町で構成される新規就農者支援委員会において、青年等就農計画などを基にした就農前後のフォローアップを行い、情報の共有化を行う。加えて、年に1回のフォローアップを行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

#### イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として、当該者を育成する体制を強化する。そのため、

菊陽町認定農業者連絡会との交流の機会を設ける。

#### ウ 経営力の向上に向けた支援

新規就農者の経営力の向上に資するため、菊陽町担い手育成推進大会やくまもと農業アカデミー等の交流研修等の機会の提供などにより、支援を実施する。

#### エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### (3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、熊本県新規就農者支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については熊本県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては菊陽町営農指導員や熊本県県北広域本部農業普及・振興課、菊池地域農業協同組合、菊陽町認定農業者連絡会、農地の確保については、菊陽町農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

## 7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

- ① 菊陽町は、県下一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- ② 菊陽町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

### (2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

菊陽町は、1 から 6 に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 菊陽町は、経営構造対策事業（平成 14 年度～平成 15 年度）によって地域農業の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

イ 菊陽町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい農業経営の育成を図ることとする。また、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

ウ 菊陽町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

### (3) 推進体制等

#### ① 事業推進体制等

菊陽町は、町の職員、農業委員会、経営改善支援活動推進員、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体等の代表者、認定農業者連絡会員、その他関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

#### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、菊陽町担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、菊陽町は、このような協力の推進に配慮する。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

#### 附則

- 1 この基本構想は、平成23年 9月22日から施行する。

#### 附則

- 1 この基本構想は、平成26年10月 1日から施行する。

#### 附則

- 1 この基本構想は、令和4年4月1日から施行する。

#### 別紙1 (第4の1の(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第

2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合  
…法第18条第3項第2号イに掲げる事項
- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合  
…その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
  - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合  
…その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
  - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合  
…その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
  - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合  
…その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は5年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて5年とすることが相当でないとは認められる場合には、5年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、貸借人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸借人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農</p>

<p>利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものでは、定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>		<p>用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき菊陽町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>
---	---	--	---

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Ⅰの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の3と同じ。	Ⅰの③に同じ。	Ⅰの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Ⅰの①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る	Ⅰの③に同じ。この場合においてⅠの③	Ⅰの④に同じ。

	<p>販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1 の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	<p>中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。</p>	
--	--	--	--

#### IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額）の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなかったときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>